

## 一時預かり事業(一般型), 病児病後児保育事業の無償化について

## 1 無償化給付の対象者

保育の必要性があると認められ, 認可保育所や認定こども園等を利用していない児童

## 2 無償化給付額

月額上限: 37,000円(0~2歳の非課税世帯の場合: 42,000円)

※認可外保育施設・一時預かり・病児保育・ファミサポ 等の複数利用合算

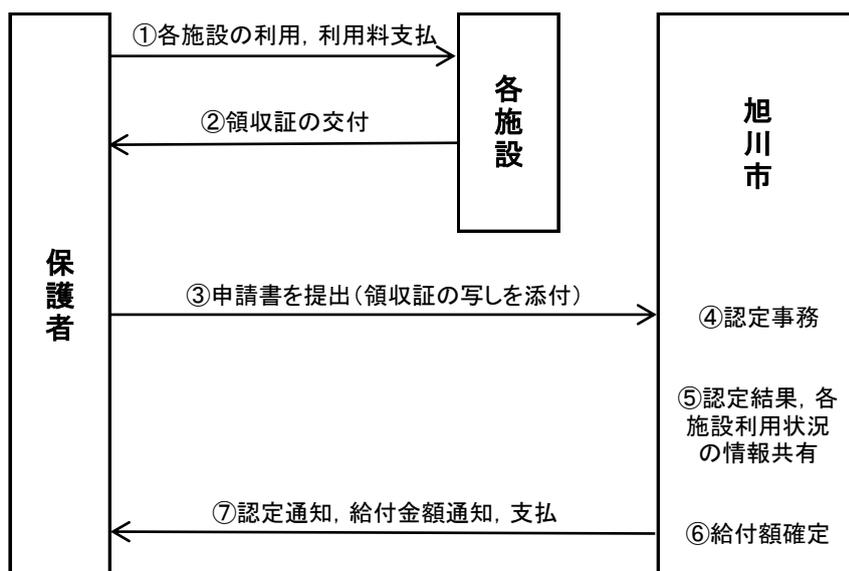
## 3 給付方法(案)

保護者からの申請に基づく償還払い

※各施設は, 利用の都度, 利用者から利用料を徴収する

## 4 申請方法等(案)

- (1) 保護者は施設利用時に, 都度, 利用料を支払
- (2) 施設は領収証を交付
- (3) 保護者が市へ認定申請と給付申請(領収証写し提出)  
＜申請時期＞ 年度末(随時の申請にも対応)
- (4) 市が保育の必要性の認定後, 担当部局内で認定状況情報を共有(利用施設が多岐にわたるため)
- (5) 当該月の他施設の利用状況を確認, 給付額を確定し, 保護者へ直接支払



## 5 対象者見込数

### (1) 一時預かり事業(一般型)

約100人

H30利用者のうち, 非定型(就労等)の理由で1か月10日以上利用している児童

(緊急・私的・非定型(9日以下)は除く)

### (2) 病児病後児保育

<H30利用実績(延数)>	病児	8人/311人(2.6%)
	病後児	10人/152人(6.6%)
<見込数>	病児	400人×2.6%=10人
	病後児	200人×6.6%=13人

※利用者のお大半は認可保育所・認定こども園入所者であり, 無償化対象外

## 6 利用料金

### (1) 一時預かり事業(一般型)

1日 (4H超):1,200円 (4H以内):600円

### (2) 病児病後児保育

病児 1日 (5H超):2,000円 (5H以内):1,000円

病後児 1日 (5H超):1,700円 (5H以内):850円

※いずれも非課税世帯は利用料が免除